

## 公募型(条件付)プロポーザル方式に係る手続開始の公告

業務名：ひんぷんガジュマル倒木対策調査委託業務

業務内容：「名護のひんぷんガジュマル」は、中心市街地を通る県道 84 号線の真ん中に生育し、その堂々とした姿から市のシンボルとして親しまれています。しかし、平成 14 年の台風被害により南西方向に傾いた状態にあり、平成 15 年度以降、応急処置として年次的に支柱等の設置を追加してきました。現在、根鉢内に 9 本の支柱を設置していますが、木柱であるため腐朽が進行した場合 4～5 年で取り換えが必要な状況にあります。生育環境についても県道・市道・県管理河川・個人住宅が混在する場所に生育しているため、現況では保護対策にも限界があると思われます。また、倒木の危険性を抜本的に除去できない状況にあることから、将来、根鉢の拡大（県道や河川の改修等）の環境改善措置を講じる必要があると考えております。そのため、10 年から 20 年先を見越した倒木対策として、鋼管など恒久材を用いた支柱・工作物の設置による保護対策を必要としています。

倒木対策は、ひんぷんガジュマルを支える支柱・工作物等の概略設計を平成 22 年度内で行い、翌 23 年度に詳細設計、施工までを実施する計画です。そのため、平成 22 年度内にて実施する倒木対策調査委託業務は、支柱・工作物の設置工法を複数案提示し、その後検討委員会で比較検討を行い、絞り込まれた推奨案について概略設計を実施、次年度の詳細設計業務へつなげるものです。

履行期間：契約締結日から平成 23 年 3 月 31 日

### 参加条件

次に掲げる条件を全て満たすものとします。

1. 沖縄県内に本店があり、名護市の「入札指名人名簿」の「土木関係コンサルタント」及び「地質調査」の両方に登録されているもの。
2. 主任技術者については、自社より一級建築士、構造設計一級建築士、建築構造士、技術士の建設部門、1 級土木施工管理技士のいずれか 1 つ以上の資格を有するものより選出する事。
3. 地質担当者に関しては、自社より地質調査技士、港湾海洋調査士の土質地質調査部門、RCCM の地質部門、RCCM の土質及び基礎部門のいずれか 1 つ以上の資格を有するものより選出する事。
4. 構造担当者に関しては、自社もしくは協力事務所より構造設計一級建築士、または建築構造士もしくはその両方の資格を有するものより選出する事。

選定基準：下記の提案課題について評価します。

提案課題	評価項目
1.提案の的確性	複数案の比較検討の提示
	保存に対する影響を考慮した提案
2.提案の創造性	意匠に関する提案
	景観形成に関する提案
3.提案の実現性	経済性（イニシャル及びランニングコストの縮減等）に関する提案
	工法・素材に関する提案
4.業務の実施方針	取組体制
	配慮した事項
5.提案者の実績等	事務所としての産学協同で行った業務実績及び受賞歴
	担当技術者の資格及び経験等

手続等：

担当部局：名護市教育委員会文化課

文化財係 担当：稲福 英希

〒905-0021 名護市東江 1-8-11 名護博物館内 2階

TEL：0980-53-3012 fax：0980-53-3078

プロポーザルの手続き及び各種様式等の入手：

名護市教育委員会文化課文化財係窓口にて交付または名護市 web ページ

(<http://www.city.nago.okinawa.jp/index.html>) の「新着情報」からダウンロードページにアクセスできます。

下記の方法からでもアクセスできます

「名護市 web ページ (<http://www.city.nago.okinawa.jp/index.html>)」 →

→ 「各部・課案内」 → 行政委員会等の部局 (1)教育委員会「文化課」 → 更新情報

予定：平成 22 年 12 月 24 日 11 時 00 分より開始。

プロポーザルの参加表明は「参加表明書」(様式 1) により提出してください。

(1) 提出期限 **平成 23 年 1 月 5 日 (水) 12 時 00 分 (必着)**

(2) 提出方法 持参又は郵送

(郵送の場合は簡易郵便とし期限までに到着するように発送すること。)

(3) その他 参加表明後の辞退も可能です。平成 23 年 1 月 7 日（金）10 時 00 分までに「参加辞退申出書（様式 2）」を提出してください。辞退した場合でもなんら不利益な扱いを受ける事はありません。

プロポーザルの選定方法：

（書類審査）書類提出期限 平成 23 年 1 月 11 日（火）17 時 00 分

（プレゼンテーション）平成 23 年 1 月 14 日（金） 予定

詳細は「ひんぷんガジュマル倒木対策調査委託業務プロポーザル方式実施要領」によります。